

## 堀部専門委員提出資料

日本小児血液・がん学会専門医制度規則 ver.1.0

目次

第1章	総則	1頁
第2章	委員会および部会	1頁
第3章	小児血液・がん専門医認定の要件	3頁
第4章	小児血液・がん専門医試験	4頁
第5章	小児血液・がん専門医の認定	4頁
第6章	小児血液・がん専門医資格更新	4頁
第7章	小児血液・がん専門医資格の喪失・取り消し	4頁
第8章	小児血液・がん指導医の認定	4頁
第9章	小児血液・がん指導医資格更新の要件、資格の喪失・取り消し	5頁
第10章	小児がん認定外科医の認定	5頁
第11章	小児がん認定外科医資格更新	6頁
第12章	小児がん認定外科医資格の喪失・取り消し	6頁
第13章	小児血液・がん専門医研修施設の認定要件	6頁
第14章	小児血液・がん専門医研修施設の資格更新、および資格の喪失・取り消し	7頁
第15章	疑義・守秘・公示	8頁
第16章	規則の改正、および訂正	8頁
	補則	8頁
	付則	8頁

## 第1章 総則

第1条 日本小児血液・がん学会（以下本学会）は、小児血液疾患および小児がん領域に関する幅広い知識と十分な経験および錬磨された技能を備える優れた臨床医（以下これを小児血液・がん専門医〔以下専門医〕および小児がん認定外科医〔以下認定外科医〕と称する）を養成し、小児血液疾患および小児がんの子どもたちに質の高い専門医療を提供するために、本学会に専門医制度を設けるものである。

## 第2章 委員会および部会

第2条（委員会の設置）専門医制度の運営のために本学会に常設の専門医制度委員会（以下委員会）を設置する。

第3条（委員長および委員の選任）委員会委員長（以下委員長）は、理事が担当し、理事長がこれを指名・委嘱する。委員長は若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。

第4条（委員長の職務）委員長は委員会を管掌し、委員会を招集して議長を務め、議事録を作成し理事会に報告する。

第5条（委員会）委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は委員長が決するものとする。委員長が必要と認める場合、メール審議をもって委員会の議決に換えることができる。

第6条（委員の任期）委員ならびに委員長の任期は2年とし、連続再任は2回（合計6年）までとする。

第7条（部会の設置）委員会内に下記の3つの部会を置く。

1. 専門医・指導医資格審査部会
2. 専門医研修施設審査部会
3. 研修カリキュラム部会

第8条（部会長および部会員の選任）委員長は委員のなかから部会長各1名と部会員若干名を推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。部会長は必要に応じて若干名の部会員を学会員の中から追加推薦することができる。推薦された部会員は委員会、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第9条（専門医・指導医資格審査部会）専門医・指導医資格審査部会は、専門医・小児血液・がん指導医（以下、指導医）・認定外科医の認定申請受付、試験問題の作成、認定試験および審査を行い、その結果を委員会に報告する。また専門医・指導医・認定外科医の資格更新を管掌する。

第10条（専門医研修施設審査部会）専門医研修施設審査部会は、小児血液・がん専門医研修施設（以下、専門医研修施設）の認定申請受付、認定基準に基づく審査と研修計画の審査を行い、その結果を委員会に報告する。また専門医研修施設の認定更新を管掌する。本部会は必要に応じて専門医研修施設の監査を行う。

第11条（研修カリキュラム部会）研修カリキュラム部会は専門医研修カリキュラム（以下、研修カリキュラム）の作成と改訂を行う。また、専門医・認定外科医取得および更新のための教育セミナー（以下、「教育セミナー」）の企画と実施運営を行うとともに、関連学術団体が行うセミナーについて教育セミナーとしての認定審査を行う。

第12条 (会員の傍聴) 会員が委員会および部会の傍聴を希望する場合は、委員長または部会長の判断により、会員の傍聴を認めることができる。

### 第3章 小児血液・がん専門医認定の要件

第13条 (小児血液・がん専門医認定申請の要件) 小児血液・がん専門医の認定を申請する者は、次の各項の条件を全て満たさなければならない。

1. (基本領域の専門医) 小児科専門医であること。
2. (がん治療認定医) 日本がん治療認定医機構がん治療認定医 (以下、がん治療認定医)、または日本血液学会血液専門医 (以下、血液専門医) であること。
3. (会員歴) 申請時において継続して3年間以上本学会会員であり、会費を完納していること。
4. (臨床経験年数) 卒後初期研修修了後5年以上小児血液および小児がんを含む小児科臨床に携わっていること。
5. (研修期間) 24か月以上本学会の専門医研修施設に所属し、定められた研修カリキュラムを修了していること。
6. (臨床経験) 研修カリキュラムに定める疾患群と症例数 (日本小児血液・がん学会専門医制度施行細則 (以下、細則) 第8条) の臨床経験を有すること。
7. (研修実績) 細則第6条に定める学会・教育セミナーに出席し、細則第5条に定める研修単位数を満たすこと。
8. (学術業績) 細則第5条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
9. (申請料) 細則第10条に定める申請料を期日までに納めること。

第14条 (血液専門医資格の取り扱い) 日本血液学会が認定する血液専門医の資格を有する者は、本学会の専門医研修施設において、小児血液および小児がんの臨床に専ら従事し、定められた研修カリキュラムを修了していることを前提として、研修期間と経験症例および血液学に関する試験の重複項目が免除される。

### 第4章 小児血液・がん専門医試験

第15条 (小児血液・がん専門医試験) 試験の詳細については細則で定める。

1. 試験は年に1回施行する。
2. 試験は筆記試験および口頭試問とし、小児血液・がん専門医として十分な知識、技術を有していることを問う問題に回答を求める。

### 第5章 小児血液・がん専門医の認定

第16条 (専門医資格の審査) 委員会は、専門医・指導医資格審査部会にて申請者の申請書類および専門医試験の採点結果をもとに可否を判定し、合格者を専門医として理事会に推薦する。

第17条 (認定料の納付、および、認定証の交付) 理事会は委員会により推薦された者に対し専門医として承認を与える。理事長は申請者に可否を通知し、合格者には細則第10条に定める認定料が期限までに学会に振り込まれたことを確認した後、専門医認定証を交付する。ただし、正当な理由がなく、合格通知後3か月以内に納付されない場合は、取得資格を喪失する。

第18条 (認定期間) 認定期間は5年間とする。

## 第6章 小児血液・がん専門医資格更新

第19条（専門医資格の更新要件） 小児血液・がん専門医の資格更新にあたっては、以下の更新条件を満たさなければならない。資格更新は、5年ごとに行うものとする。

1. 直近の5年間に小児血液・がん専門医として、細則第12条に定める臨床経験を有していること。
2. 直近の5年間に細則第11条に定める研修実績があること。
3. 直近の5年間に細則第11条に定める学術業績があること。
4. 学会年会費を完納していること。
5. 細則第10条に定める更新料を期日までに納めること。

第20条（更新認定と認定証の交付） 専門医・指導医資格審査部会において細則第11条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて専門医資格更新の可否を判定し、専門医資格更新者を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された者に対し専門医資格更新の承認を与える。理事長は専門医更新認定証を交付する。

## 第7章 小児血液・がん専門医資格の喪失・取り消し

第21条（資格の喪失） 専門医は次の場合資格を喪失する。

1. 本人から辞退届けが提出された場合
2. 本学会を退会した場合
3. 医師資格を喪失した場合
4. 小児科専門医の資格を喪失した場合
5. 血液専門医の資格、あるいは、がん治療認定医の資格を喪失し、両者の資格をともに有しなくなった場合
6. 申請書類の資格要件の記載に虚偽が認められた場合（委員会の審査を経る）
7. 専門医更新手続きを行わなかった場合

第22条（資格の取り消し） 理事長は、本学会専門医として看過できない行為があった者に対して、委員会と理事会において公平な審査を行った後、専門医資格を取り消すことができる。

## 第8章 小児血液・がん指導医の認定

第23条（指導医の認定要件） 本学会は専門医を育成するために小児血液疾患および小児がん領域に関する十分な学識と経験を有し、以下の要件をすべて満たす者を指導医として認定する。ただし、専門医制度発足時においては、付則に定める小児血液・がん暫定指導医（以下、暫定指導医）を認定する。

1. 申請時点において5年以上小児血液・がん専門医であること。
2. 通算8年以上の本学会会員歴があり、10年以上の小児血液および小児がん臨床および研究の経験を有すること。
3. 細則第14条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
4. 学会年会費を完納していること。

第24条（領域指導医の認定要件） 本学会は専門医を育成するために小児科、小児外科以外の領域で小児がん領域に関する十分な学識と経験を有し、以下の要件をすべて満たす者を領域指定した領域指導医として認定する。

1. 基盤学会または関連学会の専門医であること。
2. 3年以上の本学会の会員歴があること。

3. 細則第14条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
4. 学会年会費を完納していること。

第25条（指導医認定の審査） 委員会は、専門医・指導医資格審査部会にて第23条、第24条の規定に基づいて申請者の書類審査を行い、その結果をもとに判定し指導医を理事会に推薦する。

第26条（指導医認定証の交付） 理事会は委員会により推薦された者に対し指導医として承認を与える。理事長は申請者に指導医認定証を交付する。

第27条（指導医認定期間） 認定期間は5年間とする。

## 第9章 小児血液・がん指導医資格更新の要件、資格喪失・取り消し

第28条（指導医資格更新の要件） 指導医資格更新には、以下の要件をすべて満たすものとする。指導医資格の更新は、5年ごとに行うものとする。

1. 更新申請時点において小児血液・がん専門医であること。
2. 細則第14条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
3. 学会年会費を完納していること

第29条（更新認定と認定証の交付） 専門医・指導医資格審査部会において細則第15条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて指導医資格更新の可否を判定し、指導医資格更新者を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された者に対し指導医資格更新の承認を与える。理事長は指導医更新認定証を交付する。

第30条（指導医資格の喪失） 指導医は次の場合資格を喪失する。

1. 本人から辞退届けが提出された場合
2. 本学会を退会した場合
3. 医師資格を喪失した場合
4. 小児血液・がん専門医の資格を喪失した場合
5. 申請書類の資格要件の記載に虚偽が認められた場合（委員会の審査を経る）
6. 指導医更新手続きを行わなかった場合

第31条（指導医資格の取り消し） 本学会指導医として看過できない行為があった者は委員会と理事会において公平な審査を行った後、議決により指導医資格を取り消すことができる。

## 第10章 小児がん認定外科医の認定

第32条（小児がん認定外科医認定申請の要件） 小児がん認定外科医の認定を申請する者は、次の各項の条件を全て満たさなければならない。

1. （基本領域の専門医）日本外科学会外科専門医（以下、外科専門医）であること。
2. （サブスペシャリティの専門医）日本小児外科学会小児外科専門医（以下、小児外科専門医）であること。
3. （がん治療認定医）がん治療認定医であること。（暫定教育医を含む）
4. （会員歴）申請時において継続して3年間以上本学会会員であり、会費を完納していること。
5. （臨床経験）細則第17条に定める小児がん症例の手術経験を有すること。
6. （研修実績）細則第6条に定める学会・教育セミナーに出席し、細則第16条に定める研修単

位数を満たすこと。

7. (学術業績) 細則第16条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
8. (申請料) 細則第10条に定める申請料を期日までに納めること。

第33条 (小児がん認定外科医認定の審査) 委員会は、専門医・指導医・認定外科医資格審査部会にて申請者の申請書類をもとに可否を判定し、合格者を小児がん認定外科医として理事会に推薦する。

第34条 (認定料の納付、および、認定証の交付) 理事会は委員会により推薦された者に対し小児がん認定外科医として承認を与える。理事長は申請者に可否を通知し、合格者には細則第10条に定める認定料が期限までに学会に振り込まれたことを確認した後、小児がん認定外科医認定証を交付する。ただし、正当な理由がなく、合格通知後3か月以内に納付されない場合は、取得資格を喪失する。

第35条 (認定期間) 認定期間は5年間とする。

## 第11章 小児がん認定外科医資格更新

第36条 (小児がん認定外科医資格の更新要件) 小児がん認定外科医の資格更新にあたっては、以下の更新条件を満たさなければならない。資格更新は、5年ごとに行うものとする。

1. 直近の5年間に小児がん認定外科医として、細則第19条に定める小児がん症例に関する手術を経験していること
2. 直近の5年間に細則第18条に定める研修業績があること。
3. 直近の5年間に細則第18条に定める学術業績があること。
4. 学会年会費を完納していること。
5. 細則第10条に定める申請料を期日までに納めること。

第37条 (更新認定と認定証の交付) 専門医・指導医資格審査部会において細則第18条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて小児がん認定外科医資格更新の可否を判定し、小児がん認定外科医資格更新者を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された者に対し小児がん認定外科医資格更新の承認を与える。理事長は小児がん認定外科医更新認定証を交付する。

## 第12章 小児がん認定外科医資格の喪失・取り消し

第38条 (資格の喪失) 専門医は次の場合資格を喪失する。

1. 本人から辞退届けが提出された場合
2. 本学会を退会した場合
3. 医師資格を喪失した場合
4. 小児外科専門医の資格を喪失した場合
5. がん治療認定医の資格を喪失した場合
6. 申請書類の資格要件の記載に虚偽が認められた場合 (委員会の審査を経る)
7. 小児がん認定外科医資格更新手続きを行わなかった場合

第39条 (資格の取り消し) 理事長は、本学会認定外科医として看過できない行為があった者に対して、委員会と理事会において公平な審査を行った後、小児がん認定外科医資格を取り消すことができる。

### 第13章 小児血液・がん専門医研修施設の認定要件

第40条（専門医研修施設の要件） 専門医研修施設の要件を以下のように定める。ただし、協力可とは、予め登録された診療協力施設と協力して満たすことができるものとする。診療協力施設は、専門医研修施設であることを問わない。診療協力施設の登録にあたっては、予め当該施設長の了解を得なければならない。ただし、専門医研修施設の暫定認定要件を付則に定めるものとする。

1. 小児血液・がん指導医（暫定指導医を含む）1名以上が常勤で勤務していること。
2. 小児がん認定外科医が常勤で勤務していること。
3. 日本医学放射線学会放射線診断専門医または放射線治療専門医が常勤で勤務していること。放射線治療が自施設、または、診療協力施設でできること。
4. 日本病理学会病理専門医が常勤で勤務していること。
5. 自施設、または、診療協力施設が骨髄移植推進財団認定施設またはさい帯血バンクネットワーク登録施設であること。
6. 直近の3年間に細則第22条に示す診療実績があること。
7. 診療実績に示す初発症例は本学会の小児がん全数把握登録事業または小児血液疾患登録事業に登録されていること。移植症例については造血細胞移植登録一元管理プログラム（TRUMP）に登録されていること。
8. 本学会が定める研修カリキュラム作成要項に基づいて研修カリキュラムが作成され公表されていること。自施設で完結しない項目については、他の専門医研修認定施設と連携して補完し、全ての研修カリキュラムを満たすこと。
9. 院内倫理審査委員会が開催され、同委員会により承認された臨床試験に参加していること。
10. 院内の関連部門が参加する小児がんカンファレンスまたはこれに準じるものが定期的で開催され、会議録が保存されていること。
11. 緩和ケアチームが活動していること。
12. 保育士またはチャイルドライフスペシャリスト等による子ども療養支援体制、および、院内学級または訪問教師による教育支援体制があること。家族の長期滞在施設またはこれに準じる設備が活用できることが望ましい。

第41条（専門医研修施設審査） 専門医研修施設審査部会において専門医研修施設の審査を行う。委員会はその結果を理事会に報告し、理事会は委員会により推薦された施設の認定を承認する。

第42条（認定証の交付） 理事長は、第40条に基づき認定を承認された施設に対し、専門医研修施設認定証を交付する。

第43条（認定期間） 認定期間は5年間とする。ただし、認定期間中に第40条の要件のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

### 第14章 小児血液・がん研修施設の資格更新、および資格の喪失・取り消し

第44条（更新の要件） 専門医研修施設の資格更新にあたっては、第40条に示す専門医研修施設の要件をすべて満たさなければならない。資格更新は、5年ごとに行うものとする。

第45条（更新と認定証の交付） 専門医研修施設審査部会において第40条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて研修施設更新の可否を判定し、研修施設更新施設を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された施設に対し研修施設更新の承認を与える。理事長は、